

都市再生緊急整備協議会の設立及び 規約等について

千里中央駅周辺地域 都市再生緊急整備地域

千里中央駅周辺地域
都市再生緊急整備地域(約15ha)
平成16年5月12日指定



都市再生緊急整備協議会

- 都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会。【法第19条】
- 協議会は、都市再生緊急整備地域の「都市再生安全確保計画」を作成することができる。【法第19条の13】

都市再生緊急整備地域

「都市再生安全確保計画」

- ・滞在者等の安全の確保に関する基本的方針
- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備に関する事業並びに実施主体及び実施期間に関する事項
- ・上記施設の適切な管理のために必要な事項 など

作成

都市再生緊急整備協議会

○協議会規約第二条(目的)

- ・協議会は、千里中央駅周辺地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画の作成及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

都市再生緊急整備協議会規約（案）について

都市再生緊急整備協議会

協議会の構成(第三条)

- 1.内閣総理大臣及び内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 2.大阪府知事
- 3.豊中市長
- 4.独立行政法人の長等



協議会の会長(第四条)

- ・協議会の会長は内閣総理大臣

都市再生緊急整備協議会会議

会議の構成(第五条)

- ・協議会の構成員又はこれらの指名する職員

会議の議長(第六条)

- ・会議に議長を定める

会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない(第十一条)

千里中央駅周辺地域部会

部会(第十二条)

- ・議長は部会を設置することができる
- ・部会の構成員は、協議会の構成員及び部会長が特に必要があると認めるもの
- ・部会に部会長を置く

部会の議決については会議での議決を得たものとみなすことができる(第十二条14)

千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び 都市再生安全確保部会運営要綱（案）について

運営要綱（案）

第二条（会議の基本方針）

- ・会議・部会は公開とし、開催に必要な事項は別途定める
→傍聴要領
- ・会議資料は、終了後、豊中市ホームページに掲載する

第三条（推進組織の設置）

- ・部会での協議、調整等に基づいた取組みの推進を目的とした組織の設置

傍聴要領（案）

- ・傍聴者の定員は10名とする
- ・報道機関の傍聴については、記者席を設ける